			节和5年5月26日一部以前
No.	頁	改訂後(令和 5 年 3 月改訂)	現行(令和2年4月改訂)
1	46	5.2 民間提案	5.2 <u>PFI 法に基づく</u> 民間提案
		平成 23 年の PFI 法の改正により、民間事業者が特定事業に係る実施方針の策定について提案することができる民間提案制度が定められた。これにより、公共施設の整備事業等について、PFI 手法の活用提案を民間事業者から行うことが可能となった。民間事業者より PFI 法に基づく提案があった場合、市は提案の内容について検討し、その結果を民間事業者に通知しなければならない。 民間提案への対応については、「PFI 事業実施プロセスにおけるガイドライン」(令和3年6月改定、内閣府)や「PPP/PFI 事業民間提案推進マニュアル」(令和3年4月改定、内閣府)を参考に実施するものとする。	平成23年のPFI法の改正により、民間事業者が特定事業に係る実施方針の策定について提案することができる民間提案制度が定められた。これにより、公共施設の整備事業等について、PFI手法の活用提案を民間事業者から行うことが可能となった。民間事業者よりPFI法に基づく提案があった場合は、市は提案の内容について検討し、その結果を民間事業者に通知しなければならない。民間提案への対応につい
2	46	(1) 提案書類の受理と必要書類の確認	(1) 提案書類の受理と必要書類の確認
		民間事業者より PFI 法に基づく民間提案がなされた場合、PPP/PFI 活用委員会事務局が窓口となり当該提案の受付を行う。なお、事業担当部局において、PFI 手法に限定せず民間提案を求める事業の実施見通し等を公表している場合にあっては、当該事業に係る PFI 手法以外の PPP 手法 (DB、DBM、DBO 方式等)を活用した民間提案についても受け付けることとする。	民間事業者より PFI 法に基づく民間提案がなされた場合、PPP/PFI 活用委員会事務局が窓口となり当該提案の受付を行う。
		PPP/PFI 活用委員会事務局は、民間事業者より提出された書類について必要とされる内容が網羅されているようの推測する。	PPP/PFI 活用委員会事務局は、当該提案を行う民間事業者が PFI 法上の欠格事由に該当しないか、民間事業者が PFI 法上の欠格事由に該当しないか、民間事業者 たいているかの確認さ 行き
		ているかの確認を行うとともに、PFI 法に基づく民間提案である場合においては、当該提案を行った民	間事業者より提出された書類について必要とされる内容が網羅されているかの確認を行う。
		間事業者が PFI 法上の欠格事由に該当しないかの確認を行う。 民間事業者が提出すべき書類は、PFI 法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則(平成 23 年内閣府令第 65 号)において、「特定事業の案」、「特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示す書類」、「特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類」として定められている。また、前述の「PFI 事業実施プロセスにおけるガイドライン」には、次に挙げる項目を基本として必要書類を作成するとあり、これらの内容が網羅されているかどうかを確認する。	<u>なお、</u> 民間事業者が提出すべき書類は、PFI 法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則(平成 23 年内閣府令第 65 号)において、「特定事業の案」「特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示す書類」「特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類」として定められている。 前述の「PFI 事業実施プロセスにおけるガイドライン」には、次に挙げる項目を基本として必要書類を作成するとあり、これらの内容が網羅されて居るかどうかを確認する。
		表(略)	表(略)
		なお、PFI 手法以外の PPP 手法に係る提案の場合においても、PFI 法に基づく提案に相当する書類を	
		提出することを基本とするが、記載する項目については、提案する PPP 手法に応じ、提案を評価するに	
		<u>必要な項目が網羅されていることを前提に簡略化することができる。</u>	
3	47	(2) 事業 <u>の実現</u> 可能性 <u>に関する</u> 検討	(2) 事業 <u>実施の</u> 可能性検討
		PPP/PFI 活用委員会事務局は、PFI 法に基づく民間提案 <u>のうち</u> 欠格事由に該当 <u>するもののほか、民間</u> <u>提案に必要な書類や事項が網羅されていないなどの提案書類の不備があるものを除き</u> 、事業担当部局 <u>に</u> 調 整 <u>のうえ</u> 提案 <u>された</u> 事業 <u>の実現</u> 可能性 <u>に関する</u> 検討を依頼する。	PPP/PFI 活用委員会事務局は、PFI 法に基づく民間提案 <u>について、</u> 欠格事由に該当 <u>しない事案については</u> 、事業担当部局 <u>と調整し、</u> 提案 <u>について</u> 事業 <u>実施の</u> 可能性 <u>の</u> 検討を依頼する。
		事業担当部局は、上位計画等における方針等に基づき、当該提案に係る事業の実現可能性について検討	事業担当部局は、 <u>当該提案を受けて</u> 上位計画等における方針等に基づき、当該提案に係る事業の実現可

札幌市 PPP/PFI 活用方針 新旧対照表

を行う。

この実現可能性検討とは、事業自体<u>を</u>実施<u>する</u>可能性<u>の有無について検討するとともに</u>、その可能性がある場合に限り PPP/PFI 手法の導入可能性(簡易検討相当)を検討することである。

検討の実施後、事業担当部局は、民間提案事業の概要と実現可能性の有無について、PPP/PFI活用委員会へ報告する。

PPP/PFI 活用委員会は、民間提案事業の内容と事業担当部局の見解を踏まえ、引き続き検討を進めるかを審議する。

なお、<u>欠格事由に該当する場合や</u>提案書類<u>の不備</u>がある場合<u>において</u>は、<u>PPP/PFI 活用委員会事務局が、民間</u>提案<u>事業の</u>概要<u>及び</u>欠格事由等を <u>PPP/PFI 活用委員会へ</u>報告する<u>とともに、当該提案を不採用</u>としたときは、<u>PPP/PFI 活用委員会事務局より提案を行った民間事業者</u>にその旨を通知する。

一方、提案内容が DB 方式に係るものかつ優先的検討対象外である事業については、PPP/PFI 活用委員会の審議の対象とはならないことから、事業担当部局において民間提案事業として引き続き検討を進めるかを決定し、PPP/PFI 活用委員会(原則、メール会議により開催)は、その報告を受けるのみとする。なお、事業担当部局において検討の継続が決定された場合は、PPP/PFI 活用委員会事務局より提案を行った民間事業者に対してその旨を通知したうえで、これ以降の対応を事業担当部局に引き継ぐ。

能性について検討を行う。

この実現可能性検討とは、事業自体<u>の</u>実施<u>の</u>可能性<u>と</u>、その可能性がある場合に限り PFI 手法<u>活用の</u>可能性(簡易検討相当)を検討することである。

事業担当部局は、民間提案事業<u>について、その提案</u>概要と実現可能性の有無について、PPP/PFI活用委員会へ報告する。

PPP/PFI 活用委員会は、提案事業の内容と事業担当部局の見解を踏まえ、PFI 法に基づく民間提案事業として、引き続き検討を進めるか審議する。

なお、<u>民間</u>提案<u>内容に必要な</u>書類<u>や事項が網羅されていないなどの欠格事由</u>がある場合は、提案概要<u>と</u>ともにその欠格事由を PPP/PFI 活用委員会事務局が報告する。

47

48

(3) 事業実施に関する検討

PPP/PFI 活用委員会において引き続き検討を進めることと判断された民間提案事業については、事業担当部局において PPP/PFI 手法の導入の可否をはじめとした事業化の検討を行った後、通常の PPP/PFI 事業と同様、PPP/PFI 活用委員会において、事業担当部局の検討結果に基づき、PPP/PFI 手法の導入の可否を最終的に審議するものとする。

事業の実施に関する検討<u>の進め方</u>は、その事業の規模や事業スキームによって異なるが、提案を行った 民間事業者との対話等も実施しながら、その事業の意義や必要性を整理し、事業化の検討を行う必要がある。

一般的に、事業の実施に向けては、その目的や意義<u>を整理し、</u>方針等を<u>定めたうえで</u>、事業計画を<u>策定</u>する<u>必要があり</u>、<u>その過程では、</u>事業担当部局内や関係部局と<u>の</u>調整を行<u>い</u>、庁内で<u>の</u>合意を得<u>ながら進</u>める<u>必要がある。こうしたプロセスは、民間提案に基づく事業であっても同様に必要となることが</u>想定される<u>ため、</u>これらのプロセスを<u>一から</u>経る必要がある事業の<u>提案があった</u>場合、事業化検討に相当程度の期間を要することとなる。

また、提案内容によっては、事業担当部局<u>において実施する PPP/</u>PFI 手法の<u>導入検討</u>について、学識経験者等の第三者やコンサルタントを活用のうえ、詳細な検討に準ずる導入検討を実施することも考えられ、この場合も一定の期間を要することとなる。

このように、事業化の検討に<u>当たっては</u>相当程度の期間(例えば1年以上)を要する場合があ<u>ることから</u>、本市として<u>民間提案に対して</u>事業化の検討を継続して実施することとなった場合は、その旨と検討期間の見込みについて、PPP/PFI活用委員会事務局から提案を行った民間事業者に連絡する。

なお、参考として、「PFI 事業実施プロセスにおけるガイドライン」に<mark>掲げられている</mark>民間提案の検討プロセスと留意点を以下に示す。

①管理者等は、以下の点について検討することが必要である。

・当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性

(3) 事業実施に関する検討

PPP/PFI 活用委員会において、PFI 法に基づく民間提案事業として引き続き検討を実施することと判断されたものについては、事業担当部局において PFI 手法の採用の可否をはじめとした事業化について検討を行った後、通常の PFI 事業と同様、PPP/PFI 活用委員会において、事業担当部局の検討結果に基づき、PFI 手法の導入の可否を最終的に審議するものとする。

事業の実施に関する検討は、その事業の規模や事業スキームによって異なるが、提案を行った民間事業者との対話等も実施しながら、その事業の意義や必要性を整理し、事業化の検討を行う必要がある。

一般的に、民間提案に基づくものであっても、事業の実施に向けては、その目的や意義について方針等を整理するとともに、事業計画を整理すること、事業担当部局内や関係部局と調整を行うこと、庁内で合意を得ることなどが想定される。これらのプロセスを経る必要がある事業の場合は、事業化検討に相当程度の期間を要するものとなる。

また、提案内容によっては、事業担当部局<u>は、PFI</u>手法の<u>活用</u>について、学識経験者等の第三者や<u>、</u>コンサルタントを活用のうえ、詳細な検討に準ずる導入検討を実施することも考えられ、この場合も一定の期間を要することとなる。

このように、事業化の検討に<u>ついて、</u>相当程度の期間(例えば1年以上)を要する場合があり、<u>検討期</u>間等の時期の見込みを事業者にあらかじめ通知することが必要となる。

<u>PPP/PFI 活用委員会事務局は、民間提案に対し、</u>本市として事業化の検討を継続して実施することとなった場合は、その旨と検討期間の見込みについて提案を行った事業者に連絡する。

なお、参考として「PFI 事業実施プロセスにおけるガイドライン」に<u>おける</u>民間提案の検討プロセスと 留意点を以下に示す。

①管理者等は、以下の点について検討することが必要である。

・当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性

札幌市 PPP/PFI 活用方針 新旧対照表

(当該検討により整備等の必要性がないと認められた場合、下記の検討は不要) (当該検討により整備等の必要性がないと認められた場合はその他の検討は不要) 提案の実現可能性 提案の実現可能性 ・PFI 手法を活用することの妥当性 ・PFI 手法を活用することの妥当性 ・財政に及ぼす影響 財政に及ぼす影響 ・他の手法による当該公共施設等の整備の可能性 ・他の手法による当該公共施設等の整備の可能性 ・その他(特段の事情がある場合、適宜考慮して検討を実施) ・その他(特段の事情がある場合、適宜考慮して検討を実施) ②検討に際しての留意点 ②検討に際しての留意点 知的財産の保護 ・知的財産の保護 ・提案を行った民間事業者と対話の実施 ・提案を行った民間事業者と対話の実施 ・提案を行った民間事業者への追加資料の提出の要請 ・提案を行った民間事業者への追加資料の提出の要請 ・業務の遂行に支障のない範囲内で可能な限り速やかに検討を実施すること ・業務の遂行に支障のない範囲内で可能な限り速やかに検討を実施すること ・検討に相当の時間を要する場合は時期の見込みを通知すること ・検討に相当の時間を要する場合は時期の見込みを通知すること 49 (4) 検討結果の通知 (4) 検討結果の通知 民間提案事業の実施可能性及び事業化について検討を行い、提案の採用又は不採用を決定した後は、そ 民間提案について検討を行った後は、PFI 法に基づき、提案の採否によらず、結果について民間事業者 の採否によらず、提案を行った民間事業者に遅滞なく結果を通知しなければならない。当該通知について に遅滞なく通知しなければならない。当該通知については、PPP/PFI 活用委員会事務局が行うものとす は、PPP/PFI 活用委員会事務局が行う。 事業担当部局における事業手法の検討や、PPP/PFI活用委員会事務局における提案書類の確認の過程 で当該民間提案を不採用としたときは、PPP/PFI活用委員会にその旨を報告したうえで、PPP/PFI活用 委員会事務局より不採用通知を行う。 事業化の検討などを経て、当該提案を採用することとなった場合は、民間事業者への通知後、速やかに なお、事業化の検討などを経て、当該民間提案を採用することとなった場合は、同様に採用通知を行う 実施方針を策定する。なお、相当の期間内に実施方針を策定する必要がない場合は、その旨及び理由を民 とともに、速やかに実施方針を策定する。また、相当の期間内に実施方針を策定する必要のない場合に 間事業者に通知する。 は、その旨及び理由を民間事業者に通知する。 (次ページに掲載) (次ページに掲載) 49

札幌市 PPP/PFI 活用方針 新旧対照表

